

# 衆議院法務委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月18日（火）、第10回の委員会が開かれました。

## 1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・齋藤法務大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。  
（質疑者）田所嘉徳君（自民）、大口善徳君（公明）、米山隆一君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、寺田学君（立憲）、沢田良君（維新）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 田所嘉徳君（自民）

- （1） 退去強制令書の発付の対象者
- （2） 退去強制令書の速やかな履行の必要性及び本法案において退去強制令書発付後に監理措置に付された者について就労を認めないこととした理由
- （3） 退去の命令の対象者及び諸外国における退去義務違反に罰則を科す制度の有無
- （4） 送還を忌避しているイラン人のうち前科を有している者の数及びその前科の内容
- （5） 我が国の出入国在留管理制度について対外的な広報を行う必要性
- （6） 本法案における監理措置及び仮放免の要件並びに逃亡等に対する罰則の整備の必要性

### 大口善徳君（公明）

- （1） 本法案の趣旨
- （2） 名古屋出入国在留管理局における被收容者死亡事案の発生を踏まえて令和3年の入管法改正案から本法案で修正された点
- （3） 難民該当性判断の手引
  - ア 迫害の定義及び性的マイノリティやジェンダーに関連する迫害についての考え方
  - イ 申請者が迫害主体から個別に把握されていなければ迫害を受けるおそれは認められないといういわゆる個別把握論をとっていないことについての整理内容
- （4） 送還停止効の例外
  - ア 3回目以降の難民認定申請者が客観的な資料を提出できない場合に「相当の理由がある」と認められる資料の内容
  - イ 改正入管法第53条第3項の迫害を受けるおそれのある領域の属する国に送還されないとの規定への該当性を判断する方法
  - ウ 送還停止効の例外に該当するか否かを行政訴訟等で争うことを可能とする仕組みを設ける必要があるとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- （5） 在留特別許可
  - ア 在留特別許可の考慮事項に関する新たなガイドラインの基本的な考え方及び積極的考慮要素の内容
  - イ 改正法施行時に既に不法滞在者となっている者が不法滞在期間を否定的に判断されることがないことの確認
  - ウ 国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなり帰責性なく日本国籍が認められなくなった者への新たなガイドラインにおける対応
  - エ 退去強制令書の発付を受けている難民認定申請者が在留特別許可の申請を認められる可能性

- オ 改正入管法第50条第1項ただし書による実刑を受けた者が在留特別許可を認められる「特別の事情」の具体例
- (6) 監理措置制度
  - ア 監理措置の決定における保証金の納付の必要性についての判断基準
  - イ 主任審査官が監理人に対して被監理者に関する報告を求める場合の具体例及び監理人の負担を軽減する観点から当該報告を求める場合を明確化する必要性
  - ウ 弁護士が監理人に就任する場合において届出義務との関係で守秘義務違反や利益相反が生じるとの指摘に対する法務大臣の見解
  - エ 監理人のなり手を確保するためにも監理措置について広く理解を得る必要性及びそのための取組
- (7) 健康上の理由による仮放免請求の場合には医師の意見を聴くなど健康状態に十分配慮するとの規定を設けた趣旨及び仮放免を認めない判断をするときは必ず医師の意見を聴くようにすべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (8) 改正法施行後において送還忌避者の実態を統計的に明らかにする必要性

#### 米山隆一君（立憲）

- (1) 入管収容施設の被収容者の処遇
  - ア 改正入管法第55条の8で男子と女子の被収容者の分離に関する規定を設ける趣旨
  - イ 改正入管法第55条の20で被収容者の起居動作の時間帯に関する規定を設ける趣旨
  - ウ 入管収容施設の居室に収容される人数の目安及び共同利用を廃止する予定の有無
- (2) 被収容者に対する医療の提供等
  - ア 改正入管法第55条の42が医師等の医療的な知識を有する者による措置を受けさせる規定であることの確認
  - イ 被収容者の医療費を負担する者
  - ウ 改正法による指名医の診察に係る診療報酬を日本人並みにするよう指導する必要性
  - エ 被仮放免者である外国人を国民健康保険の適用対象とすることの可否
- (3) 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案に係る国家賠償請求訴訟の証拠であるビデオ映像を原告側が公開した件についての法務大臣の発言
  - ア 「本件については皆さんにもよく考えていただけたら」との発言はマスコミ報道は望ましくないとの意図が含まれているか否かの確認
  - イ 憲法第82条第1項に規定される裁判の公開原則における証拠の公開の趣旨
  - ウ 国による当該ビデオ映像の閲覧等制限の申立ての有無
  - エ 発言を撤回して当該ビデオ映像についてマスコミが報道することは問題ないことを明確にする必要性

#### 鎌田さゆり君（立憲）

- (1) 名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案
  - ア 2年前に入管法改正案が廃案となった原因の一つが同事案であることについての法務大臣の認識
  - イ 当該被収容者の死に対し出入国在留管理庁として謝罪する必要性
- (2) 入国者収容所等視察委員会の独立性と権限の強化を本法案に明記する必要性
- (3) 入管収容施設における傷病者について根治治療を目指すこととする方針を本法案に規定すべきとの意見に対する出入国在留管理庁の見解
- (4) 監理措置制度
  - ア 監理人がいない場合は監理措置決定ができないことの確認
  - イ 入管法上仮放免に際し身元保証人は必須でないことと上記アの整合性

- ウ 出入国在留管理庁における約90%が監理人になれないと回答した支援団体独自のアンケート結果の把握の有無及び監理人候補となる支援団体へのヒアリングやアンケートの実施の有無
- エ 法改正の前提として出入国在留管理庁において支援団体へのヒアリングやアンケートを実施する必要性
- オ 本制度は過料の罰則を背景に外国人の動静監視を市民に肩代わりさせるものであるとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解
- カ 監理人に対して意に沿わない動静監視の役割を課すことは憲法第18条に規定する意に反する苦役を強いるものであるとの意見に対する出入国在留管理庁の見解
- キ 本制度は現行の仮放免制度より監視及び規制を強化するものであるとの意見に対する出入国在留管理庁の見解
- (5) 名古屋出入国在留管理庁における被收容者死亡事案
  - ア 令和3年2月15日に行った尿検査の結果が関係者に共有されていたか否かの確認
  - イ 検査結果が出た同月18日時点での出入国在留管理庁本庁における尿検査の結果の把握の有無
  - ウ 上記イの尿検査の結果を把握していなかった理由
  - エ 調査チームの要求がなければ調査報告書に尿検査の結果は記載されていなかったことの確認
  - オ 同年3月4日の当該被收容者の診察を精神科医が行った理由
  - カ 尿検査の結果が出てから3月4日の精神科医の診察までの間における内科医等による診療の有無
  - キ 第三者による専門委員会を立ち上げて医学的な検証を行わせる必要性

#### 吉田はるみ君（立憲）

- (1) 自民党の質疑者が人に対して「除去」という言葉を使用したことは人権意識の欠如の表れでないかとの指摘に対する法務大臣の見解
- (2) 憲法第14条の射程に在日外国人が含まれるかの確認
- (3) 日本は人権を大事にする国だという国際評価を受けることが国益にかなうとの指摘に対する法務大臣の見解
- (4) 送還停止効の例外規定
  - ア 3回目以降の難民等認定申請者の送還はノン・ルフールマン原則に反するとの指摘に対する法務大臣の見解
  - イ 上記アで送還される者の中に本来保護されるべき者が絶対に含まれることがないことの確認
  - ウ 人権を尊重した国であるかどうかの評価が経済面において今後重要な指標になるとの指摘に対する法務大臣の見解
  - エ 3回以上難民認定申請をしている申請者数及び同申請者数に含まれる未成年者の数
  - オ 日本で生まれ育った未成年者を強制送還することの是非
- (5) 外国人の人権意識について再考し本法案を再検討する必要性
- (6) 不法滞在者である外国人がDV被害等を訴えた場合の警察の対応

#### 寺田学君（立憲）

- (1) 令和4年末時点における送還忌避者数並びにその中における被收容者数、被仮放免者数及び仮放免中の逃亡者数とその割合
- (2) 現時点における入管收容施設の常勤医師が配置できている施設数及びその割合並びに常勤がいなくても常時医師がいる施設数及びその割合
- (3) 常勤医師を確保できない状況を補うために常時医師がいる体制の整備を目標とすることについての法務大臣の見解
- (4) 收容期間の上限

- ア 本法案で設けなかった理由
  - イ 本法案では3か月ごとに収容の要否を見直す規定が設けられていることから収容期間の上限を原則6か月とする旨の規定を設けることは可能との指摘に対する出入国在留管理庁の見解
  - ウ 3か月ごとに行う収容の要否の検討の結果として引き続き収容が必要と判断した場合における理由の告知の在り方
- (5) 健康上の理由により請求された仮放免を不許可とするときには必ず医師の判断を仰ぐ運用をするか否かの確認

**沢田良君（維新）**

- (1) 難民審査参与員
- ア 難民審査参与員制度の概要
  - イ 選任方法
  - ウ 難民審査参与員の中立性及び公正性の担保の在り方
  - エ 難民審査参与員の意見を尊重して法務大臣が難民に関する審査請求に対する裁決を行っていくことの確認
- (2) 難民認定手続
- ア 難民認定申請者に対する聞き取り調査の取組状況
  - イ 性的マイノリティなど心情に配慮する必要がある難民認定申請者に対する調査の取組状況
  - ウ 出身国情報及び国際情勢に関する情報収集の取組状況
  - エ 難民調査官の能力向上のための取組
  - オ 日本の難民認定制度及びその運用の適正性を対外的に発信していくことの重要性についての法務大臣の見解

**漆間譲司君（維新）**

- (1) 入管収容施設における医療体制
- ア 常勤医師の兼業要件を緩和することが医療体制の強化につながることを確認
  - イ オンライン診療の活用状況と今後の取組
  - ウ オンライン診療の活用推進についての法務大臣の見解
- (2) 補完的保護対象者認定制度
- ア 2年前に廃案となった改正案が当時成立していた場合に想定されるウクライナ避難民などへの対応の在り方
  - イ 徴兵を逃れるために避難してきたロシア人を補完的保護対象者として保護することの可否
- (3) 監理措置制度
- ア 2年前に廃案となった改正案が当時成立していた場合に想定される仮放免後の逃亡者数の増減
  - イ 逃亡を防止するためのGPSの導入を本法案では見送った理由及び今後導入する可能性
- (4) 3回目以降の難民認定申請者は「相当の理由がある資料」を提出しない限り送還停止効の例外となる旨の本法案の規定について適切に教示する必要性
- (5) 本法案が成立した場合に適切に運用していくことについての法務大臣の決意

**鈴木義弘君（国民）**

難民認定制度

- ア 難民認定申請の6か経過後から難民認定手続が完了するまでの間は正規滞在者に対して我が国での就労を認める運用を平成22年4月以降行っていた理由

- イ 上記アの運用と難民認定申請者の増加との因果関係
- ウ 平成 29 年を頂点に難民認定申請者数が減少している理由
- エ 難民認定申請中における在留資格の変更の可否
- オ 現行法及び改正案における保護すべき者の対象範囲
- カ 在留期間の更新が相当回にわたり繰り返し許可された事例の有無
- キ 在留期間の更新には基本的に回数制限がないことの確認
- ク 在留期間の更新を上限なく許可できる現行の運用が移民政策と捉えられる可能性についての法務大臣の見解
- ケ 難民認定申請がされた場合に難民調査官が行う事実の調査の範囲
- コ 日本に在住し自ら海外に調査に行くこともない難民審査参与員に審査請求の審査を委ねることの是非

### 本村伸子君（共産）

#### 在留資格のない未成年者の処遇

- ア 未成年の被仮放免者及び 18 歳から 29 歳までの被仮放免者の人数
- イ 被仮放免者の子どもの「児童の権利に関する条約」における児童への該当性及び子ども家庭庁が行う施策の対象に含まれるか否かの確認
- ウ 被仮放免者の子どもの教育や社会保障を受ける権利を保障する責務を負う者
- エ 非正規滞在であるトルコ国籍の 2 歳のクルド人が健康保険に未加入であるため高熱を出しても病院へ行くことができなかつた事態を招いた対応の妥当性
- オ 未成年の被仮放免者に在留特別許可を認めることを政府方針として明確にすべきとの意見に対する出入国在留管理庁の見解
- カ 帰責性のない被仮放免者の子どもに在留特別許可を認めて救済を図る必要性
- キ 在留資格がなく在留特別許可も認められない親が帰国できない事情を訴えている間における子どもの権利保護の在り方
- ク 本法案により上記キの扱いが変わるか否かの確認
- ケ 上記エの事案が「児童の権利に関する条約」に違反しているとの意見に対する出入国在留管理庁の見解
- コ 上記エの事案の子どもには生命、生存及び発達に対する権利が保障されていないとの意見に対する出入国在留管理庁の見解